

(仮称) 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に係る環境影響評価書案【追加資料】

No	項目	内容
事業計画		
1	事業者変更	用地①-a：三菱商事都市開発株式会社、AEG、関電不動産開発株式会社 ⇒OSAKA LIVE 合同会社へ変更 用地②③：三菱商事都市開発株式会社、AEG、関電不動産開発株式会社（変更なし）
2	駐車場台数及び駐輪場台数の設定	「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（平成16年3月31日吹田市条例第13号）施行規則第34条第3項の規定に基づき、同条例に定める台数よりも少ない台数としています。【別紙1】
3	中央駐車場、ファミマ裏駐輪場の移設について	用地①-aの工事期間中においては、公園利用者の利便性を確保するため、暫定駐車場及び代替駐輪場を設置します。暫定駐車場の設置場所については現在調整を進めているところです。代替駐輪場については、万博記念公園の西口付近及び東口付近への設置を予定しています。なお、万博記念公園駅の有料駐輪場については、工事期間中も引き続き利用可能です。 また、アリーナ開業後の駐車場及び駐輪場の配置については、工事期間中における利用状況や周辺の交通環境等を踏まえた上で、配置や台数等を検討し、決定します。 なお、交通流シミュレーションについては、大阪中央環状線より北側への移設を想定し、これに伴う交通流の変化を反映した条件のもとで実施しています。
工事計画		
4	残土について	用地①-aは5,374m ³ の不足としておりましたが、建設汚泥の自ら利用が不可となったため、約10,000m ³ の不足となる見込みです。一方、用地②は14,270m ³ 、用地③は13,087m ³ の残土が発生します。変動要素がありますが、用地②及び用地③の造成工事時期や搬出日程の調整により、それらの残土を用地①-aに活用することは可能と考えています。 なお、活用できなかった残土は、別現場にて使用できるかどうか、施工時の検討となります。処分する場合、施工時の状況により変更となる可能性はありますが、処分先は京都府亀岡市の処分場を想定しています。
環境取組		
5	再エネ導入について	■ アリーナ棟におけるパネルの設置容量（200kWで賄える根拠） 200kWは常時利用する電気容量（イベントが開催されない日の昼間）から算出しています。【別紙2】 アリーナの主要稼働時となるイベント実施時間帯は主に夜間が想定され、太陽光パネルの発電時間帯外となるため、イベント実施有無に関わらず、常時稼働する施設部分での需要電力を太陽光パネルで賄う考えです。したがって、太陽光発電の容量を上げたとしても、アリーナでは消費しきれないため、これ以上の設置は見送っています。また、蓄電→アリーナでの消費については、イベント実施日に必要な電気量と日常的に必要な電気量に大きな乖離があるため、これを埋めるような蓄電設備の設置は現実的ではないため見送っています。 ■ 商業・ホテル・オフィスについて 商業棟は、屋上に空調室外機、給排気設備、ダクト類等の設備機器に加え、景観条例に対応するための目隠しフェンスを配置する計画です。また、設備更新・点検のための維持管理動線を確保する必要があるため、太陽光発電設備を効率的に配置できる連続した有効面積の確保が困難です。加えて、太陽光パネル及び架台の設置に伴い固定荷重や風圧力が増加するため、構造安全性の観点からも設置可能範囲は限定的です。以上を踏まえると、導入可能な規模は限定的であり、導入効果に比して計画上の制約が大きいものと考えています。 ホテル棟については、屋上に空調室外機、給排気設備、給排水設備、給湯器、発電機、キュービクルが全面に配置され、メンテナンス動線等の確保も必要となります。太陽光パネルをまとめて設置できる有効面積が限定的です。また、ホテルは24時間稼働で夜間需要も大きく、日中発電中心の太陽光との需給が一致しにくいいため、大規模導入は難しいと考えています。 オフィスについては、現時点では、施設の詳細な運用計画、時間帯別の電力需要予測、及び入居テナントの構成等が一切未定です。需要が不確定な段階で画一的な設備を導入することは、発電電力の余剰や出力抑制を招き、投入資源に対する環境負荷低減効率を著しく低下させる懸念があるものと考えています。したがって、現時点においては将来的な設備導入の可能性は残しつつも、初期の導入計画は見送っています。 ■ 施設間の電力融通について 本事業では、施設の所有者が①アリーナ棟、②商業棟、③ホテル棟、④住宅棟で異なるため、異なる需要場として引込形式や会計主体を分けております。個別引込に係る電力融通については、関西電力送配電託送等供給約款に基づき、電力融通するためには資源エネルギー庁より特例需要場所の指定を受ける必要があると記載されています。特例需要場所に指定される場合で会計主体の異なる事業所間（上記①～④）の電力融通には小売電気事業者登録等が必要となることから、小売電気事業者としてのオペレーションが非現実的であったため、特例需要場所としての指定を受けることが困難と判断し電力融通を断念しました。

No	項目	内容
大気、騒音、振動		
6	用地③工事最盛期の予測（大気汚染、騒音、振動）	用地③の工事最盛期において、大気汚染、騒音、振動の予測・評価を行いました。その結果、いずれの項目も評価目標を満足しました。【別紙3】
7	山田東中学校・山田高校に対する工事中の配慮	用地②及び用地③に隣接している吹田市立山田東中学校及び大阪府立山田高等学校において、「学校環境衛生の基準」（平成21 年文部科学省告示第60 号、令和8 年2 月27 日最終改正）に準拠した騒音の調査と予測を行いました。 工事中の予測の結果、対策（高さ3mの遮音壁（万能塀）の設置）を実施した場合、基準値以下になると予測しました。【別紙4】 なお、工事中の配慮事項について学校側と協議をしており、騒音の調査及び予測結果を踏まえた騒音対策についてご理解いただいたとともに、学校行事や試験日程等について、施工業者決定後に情報共有を行い、必要に応じて音の大きい工事は避けるなどの対応を行う事について確認をしております。 また、山田東中学校については、プライバシーへの懸念（バルコニー側からプール全体や教室内まで見える可能性がある。）についての要望を受けており、具体的な対応策の検討については、教育委員会の学校管理課と協議するよう依頼を受けております。今後具体的な対策案の検討について、教育委員会と協議を行うこととしております。
生態系、緑化		
8	緑化計画のイメージ	事業計画地内における緑化計画のイメージを示します。【別紙5】
9	千里橋ルートの計画	千里橋ルートの整備範囲（改変範囲）については、まず外周道路との出入口部となる部分として、交通管理者等と協議中のため最終確定ではありませんが、概ね1,000m²程度を想定しています。公園内に関しては、できる限り自然文化園に影響が生じないよう、既存の管理通路を活用することとしています。公園管理上、立入防止を目的としたフェンス設置が必要なため、管理用通路沿い、自然文化園側にあるウバメガシ等を幅約1m伐採予定であり、面積としては概ね1,000m²程度の改変を想定しており、全体で概ね2,000m²程度の改変を想定しています。 伐採が想定される樹木は、アラカシ、クスノキ、ウバメガシ等の常緑広葉樹であり、地元から意見があった当該管理通路外周道路側のケヤキやソメイヨシノは改変範囲にはありません。 なお、評価書案における動物、植物及び生態系の調査範囲は、この改変範囲を包含しています。また、現地調査において確認された植物重要種のノシランは、改変区域外に位置しております。【別紙6】
景観		
10	景観補足資料	メディアタワーの配置イメージ、アリーナ棟・商業棟・ホテル棟の着色立面図を示します。【別紙7】
11	共同住宅のデザイン変更	用地②③の共同住宅について、より視覚的な圧迫感を低減するため、外壁等のデザインを修正しました。【別紙8】 なお、6/26に実施した景観アドバイザー会議の事前相談において、以下のご助言をいただいております。 ・外周道路沿い、崖上に建つマンションとして、スケール・デザインを適切に ・マンションのマンセル値はメリハリが効きすぎ感がある ・マンション用地は山田東界隈の景観に寄り添ってほしい ・吹田市の景観計画は「緑」「地形」がシンボル ・用地②のマンションはもう少し分節できないか
12	フォトモンタージュの追加	以下の5箇所について、フォトモンタージュを追加しました。【別紙9】 ・③万博記念公園展望タワー ・⑦山田東公園 ・⑩引谷公園 ・⑳山田東第2遊園 ・㉑山田上街角ふれあい公園
防災・安全		
13	万博記念公園内のオープンスペース	万博記念公園内のオープンスペース（評価書案p.788 表12.20-13）を図示しました。【別紙10】
事後調査		
14	事後調査計画	「温ガス」、「緑化」、「防災、安全」を事後調査項目に追加しました。【別紙11】

No	項目	内容
その他		
15	アズキ火山灰層について	アズキ火山灰層の露頭は、用地③の提供公園での保存について、吹田市土木部公園みどり室と協議を行っています。吹田地学会の意見も参考に検討を進めるよう指導いただいております。提供公園内でのアズキ火山灰層の出現確度の検証も含め、継続的に情報共有及び協議を行いながら進めていくこととしております。